

引受事務要領

釧路水先区水先人会

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 (所在地：釧路市西港 1-100-15)</p> <p>(2) 電話による受付 (電話番号：0154 -52-6352)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 (FAX番号：0154 -52-6358)</p> <p>(4) 電子メールによる受付 (メールアドレス： kpilot@wine.ocn.ne.jp)</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、月毎の当直表を作成し前月末までに公表するものとする。当直表に従い会員ごとの水先業務の対応体制等を決定する。</p>

<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の6時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の48時間前から12時間前までに申込みされたものであること。 (ただし、12時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこのかぎりではない。)</p> <p>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間及び休息時間を含めるものとする。</p> <p>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数に応じた業務制限基準に適合したものであること。</p>
-------------	--

<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>
--------------------	---

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）

安全運航基準

釧路水先区水先人会

1. 安全基準

1) 夜間入港

基本的には24時間可。ただし、Woodchip船については極力避ける。

2) 夜間出港

基本的に24時間可。

3) 深喫水船

安全な余裕水深を確保すること。

4) 視界不良時の入港

視界の状況、本船性能を考慮し、決定する。

5) 強風時の入出港

Woodchip船については、風速15メートル以上の場合には極力見合わせる。
それ以外の船については、本船状況、性能を勘案して決定する。

6) 入港時における水先人乗船時間

水先人の乗船時間は、日没1時間前までとする。ただし、当該時の潮汐、本船状況等を勘案し、関係者と協議の上、日没以降でも乗船することができる。

2. 西港区における入港許容喫水

1) 第4埠頭23号岸壁

喫水を10%以上、確保する事

2) 第3, 4埠頭19及び22号岸壁

最大入港喫水 11.0メートル (常時)

3) 第1埠頭4号、第2埠頭11号12号

最大入港喫水 10.5メートル

但し、余裕水深を喫水の10%を確保するために、岸壁に至る航路最少水深10.7メートルを基準として、必要な残潮は0.85メートルとする。

4) 第3埠頭18号岸壁

最大入港喫水 10.5メートル

但し、余裕水深を喫水の10%を確保するために、岸壁に至る航路最少水深11.0メートルを基準として、必要な残潮は0.55メートルとする。

以上